

貸付金の債権管理について

令和6年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会

顧客業務部

顧客業務部における担当業務

融資対象事業完成以降、貸付金の管理及び回収業務を担当
(北海道から沖縄県までの貸付債権を一括管理)

目次

- 1 貸付条件等の変更について
- 2 合併及び事業の譲渡について
- 3 休止、廃止及び用途変更について
- 4 事業報告書の提出について
- 5 繰上償還について
- 6 貸付金完済後の手続きについて
- 7 団体信用生命保険制度について
- 8 元利金返済の預金口座振替について
- 9 反社会的勢力との関係遮断について

1 貸付条件等の変更について

【照会先】顧客業務課 管理係 TEL03-3438-9939

法人の名称・住所・代表者、保証人、担保、融資対象施設の用途、債務者の変更などが生じる場合につきましては、所定の変更手続きが必要となりますので、法人に対し機構へ速やかに連絡するようご指導をお願いいたします。

留意事項

(保証人の変更)

- 個人保証での貸付の場合、代表者の交代等で当然に変更されるものではなく、法人からの申請に基づき、法人と機構との間で保証人の変更契約を締結して、はじめて変更されるものです。
- 一定の金利を上乗せすることで保証人を不要とする保証人不要制度への変更は、経営状況や返済状況などの一定の要件を満たしている必要があります。

(担保の変更)

- 社会福祉法人の基本財産を処分する際は、所轄庁の認可が必要です。
(例:土地の一部を市道として売却する等)
- 既存の融資対象建物と同一の敷地内に新たに建築した建物等については、機構借入金の利用の有無に関わらず、原則として機構に担保提供していただく必要があります。

2 合併及び事業の譲渡について

【照会先】顧客業務課 管理係 TEL03-3438-9939

合併及び事業譲渡においては、法人の財務・収支状況にかかわる重要な事項であるため、事前に機構にも連絡するようご指導をお願いいたします。

合併

社会福祉法人や医療法人が合併した場合、合併に係る所轄庁の認可後、機構を含む債権者に対して、債権者が一定の期間内(2か月以上)に異議を述べるができること等を催告しなければならないと定められています。
(社会福祉法53条・54条の3、医療法第58条の4)

事業譲渡

事業を別法人に譲渡する場合は、機構融資の債務引受の手続きが必要となります。
債務引受申込書等を提出いただいたうえで、法人双方と機構との間で債務引受契約を締結いたします。

3 休止、廃止及び用途変更について

【照会先】顧客業務課 管理係 TEL03-3438-9939

事業(施設)の休止、廃止及び用途変更後に、相当の時間を経て、機構に報告される事案が散見されます。

また、事業(施設)の休止、廃止及び用途変更により、貸付金の繰上償還を求める場合もあります。

事業の休止、廃止及び用途変更の協議を受けましたら、機構にも連絡するよう、法人に対しご指導をお願いいたします。

4 事業報告書の提出について

【照会先】経営サポートセンター事業報告書チーム TEL03-3438-0236

法人における事業の状況及び財務の状態等を把握させていただくため、貸付金完済までの間、毎会計年度終了後に事業報告書等の提出が必要です。

法人に対し機構へ速やかに提出するようご指導をお願いいたします。

5 繰上償還について

【照会先】顧客業務課 収納係 TEL03-3438-9944

法人からの申し出により、期限前に貸付金の全部又は一部を繰上償還する場合、償還受入日につきましては、基本的に毎月10日(休日の場合は翌営業日)としております。

また、繰上償還に必要な書類を繰上償還日の前月10日までに提出していただく必要がございますので、それよりも前に法人から機構に相談するようご指導をお願いいたします。

留意事項

平成10年10月1日以降に借入申込みを行った貸付につきましては、弁済補償金制度の適用となり、貸付金の繰上償還時に**弁済補償金**を同時にお支払いいただくこととなります。

弁済補償金については、事前に試算も可能ですので、法人から機構に相談するようご指導をお願いいたします。

6 貸付金完済後の手続きについて

【照会先】顧客業務課 管理係 TEL03-3438-9939

機構の貸付金が完済した場合には、完済日の翌月下旬頃に、弁済証書及び抵当権の抹消に必要な書類等を法人に送付しております。

書類受領後は、速やかに抹消登記手続きを行うようご指導をお願いいたします。

留意事項

法人が抵当権の抹消に必要な書類等を紛失してしまった場合には、個別に対応いたしますので、機構に連絡するようご指導をお願いいたします。

7 団体信用生命保険制度について

【照会先】顧客業務課 管理係 TEL03-3438-9939

法人の条件	法人格	福祉医療機構の融資を受けている個人、全ての法人
	常時使用従業員数	医療法人は300人以下 医療法人以外の法人は100人以下(非常勤職員を除く)
連帯保証人の条件	代表権	賦払債務者である法人の業務執行について代表権を有する者(定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る。)であること なお、2人以上いる場合にはそのうち1人のみとする
	年齢	責任開始日(融資実行日)現在満20歳以上満66歳未満であること 機構と金銭消費貸借契約締結後、実際にご融資を受ける日(または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日)時点で満66歳未満であれば、加入可能

8 元利金返済の預金口座振替について

【照会先】顧客業務課 収納係 TEL03-3438-9944

当機構の福祉・医療貸付事業に係る元利金返済は、預金口座振替(引落)が原則となっています。

対象金融機関は、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫です。ご返済に際しては、預金口座振替にて行っていただくようご案内をお願いいたします。

なお、預金口座振替による元利金返済の支払確認書類は、口座振替された預金通帳(写)及び償還約定表(写)となりますので、利子補給金の交付手続き等にあたりましては、これらの書類によりご対応いただくようお願いいたします。

9 反社会的勢力との関係遮断について

【照会先】顧客業務課 管理係 TEL03-3438-9939

融資後におきましても、必要に応じて、貸付先等にかかる反社会的勢力に関する情報交換等のご協力を依頼する場合がございますので、よろしくをお願いいたします。